福島・泉廃寺跡（陸奥国行方郡衙）

1　所在地　福島県原町市泉字宮前・寺家前ほか

2　調査期間　第二一次調査　二〇〇三年（平15）一〇月～二〇〇四年三月

3　発掘機関　原町市教育委員会

4　調査担当者　藤木　海

5　遺跡の種類　官衙跡

6　遺跡の年代　弥生時代～近世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

泉廃寺跡は、原町市内を東流する新田川北岸の河岸段丘上に立地する。一九九四年から現在までに二三次の調査が行なわれている。本遺跡の中心となるのは奈良・平安時代の陸奥国行方郡衙跡であるが、このほかに弥生時代中期、古墳時代中期、中世・近世の遺構・遺物も検出されている。

（大　甕）

古代の遺跡は東西約一kmの広がりをもち、その範囲内に西から館院・正倉院・水運関連施設・郡庁院などの官衙施設が横並びに配置され、さらに遺跡東端には寺院が存在したと推定される。郡庁院の遺構変遷や出土遺物の年代幅から、官衙の存続時期はⅠ期（七世紀後半）・Ⅱ期（八世紀）・Ⅲ期（九世紀）に区分され、他の施設もこれに対応して変遷したと考えられる。

第二一次調査では、Ⅱ期正倉院を区画する東西溝ＳＤ一が確認された。ＳＤ一は幅約四ｍ深さ〇・八ｍで、最下層には植物遺体に由来するグライ化した黒灰色粘土、中層から上層にかけては人為的な埋め戻しによる堆積土がみられる。木簡は、最下層の黒灰色粘土層から四点が出土した。同じ層位であるが、出土地点は散在的であり、個別に投棄されたものと思われる。このほか、墨痕は確認できないものの、形状から木簡として使用されたと推定される木製品も出土している。なお、第一六次調査でも同溝の西側延長部分から木簡が出土している（本誌第二四号）。

8　木簡の釈文・内容

(1)

・「〈嶋□郷□□里□□白人」（成カ）（部カ）

・「〈□一石□□十一日　」（米カ）

158×21×8　032

(2) □□□□　82×33×5.5　065

(3) 「□□」　180×18×9　015

(4) □　(105)×(29)×(5)　081

(1)は完形の荷札木簡。柾目材が使用されている。表面第一字「嶋」の上半部のみ墨痕が濃く残り、他は削られているため木の繊維に染み込んだ墨が僅かに残るのみであるが、その状況は肉眼でも観察できる。陸奥国で「嶋」が冒頭にくる郷名は未確認である。(2)は、板目材の木簡であったが、刃物によって切断されて三日月形を呈する。何らかの部材に転用されたもの。墨痕は比較的明瞭に残り、いずれも同じ文字の残画である可能性があるが、判読には至らなかった。二行にわたって墨書された可能性もある。(3)は板目材による短冊型の木簡で、完形品である。側面には上端から二一㎜の位置に、径三㎜ほどの円孔が穿たれている。孔の内壁に焼痕は認められない。全面が二次的に削られているため、片面に僅かな墨痕を赤外線テレビカメラ装置で確認できたのみである。また、墨痕のある面の二カ所に刃物を入れた痕跡がある。(4)は腐蝕しており保存状況が悪い。板目材を使用している。上下両端とも折損。側面も木目に沿って割損している。上・下端には一部に刃物による切断の痕跡がある。片面に僅かな墨痕一字分を赤外線テレビカメラ装置で確認できる。

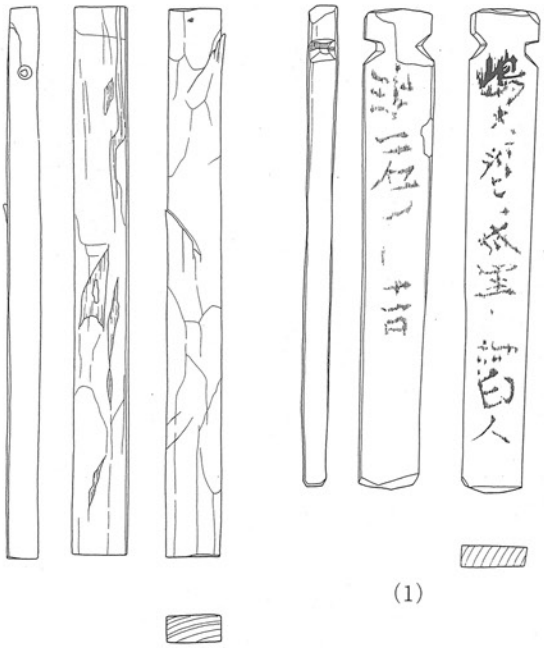

(1)

(3)

木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏、山形大学の三上喜孝氏、奈良文化財研究所の馬場基氏からご教示をいただいた。

9　関係文献

原町市教育委員会『原町市内遺跡発掘調査報告書』九（原町市埋蔵文化財調査報告書三四、二〇〇四年）

（藤木　海）

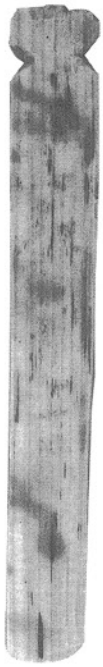

木簡状木製品

(1)表

(2)

ローマ木簡実見記

東アジアの木簡への関心が高まっている。一方ローマ木簡は、近年触れられることが少なくなった。先日、ポンペイ考古監督局副総監バローネ氏に面会した際、専門を問われ「タブレットだ」と答えたところ、「自分は金石文だ、仲間だ。ローマ木簡を見ていけ」と現物観察の機会を与えられた。

今回実見したのは、木板をくぼませてロウを流し込み、ロウに文字を書くもの。二枚一組で用いられ、筆記面を合わせて、ひもでくくる。ローマ帝国の全域で発見される、ポピュラーなタイプのローマ木簡である。

当然、ロウは残っていない。文字を刻むとき、ロウを突き抜けて木に傷が付く場合がある。この傷から釈読するという。外側に、内容のメモがインクで書かれることがあり、この文字も読むことができる。バローネ氏によれば、イタリアでも我々の記帳と同様、筆の運びをメモしつつ読むという。

ポンペイ出土「パン屋の夫婦」の絵（夫がパピルスの巻物を持ち、妻が木簡を持つ）にも象徴されるように、ローマも「紙木併用」であった。ローマでの羊皮紙・パピルス・木簡の使い分けの様相も興味深いように思われる。

（馬場　基）